

回答表

Q1 予定価格の公表は従来どおり行いますか。

A1 従来どおり行います。

Q2 総合評価制度の入札の場合には、最低制限落札価格に代わり調査基準価格を設定しますか。設定する場合の提出する調査書類と締め切りまでの期間をお示してください。

また、書類を辞退することは可能ですか。

A2 総合評価による入札は、御質問のとおり最低制限落札価格制度に代わり低入札価格価格調査の対象とする予定です。

調査書類の提出締切は「7日以内」を予定しています。

また、調査に非協力的であると認められる場合は、「芽室町建設工事低入札価格調査要領第7条第4項」の規定に基づき、指名停止事務処理要領に基づく必要な措置等を講ずることもありますので、御協力をお願いいたします。

【参考 芽室町建設工事低入札価格調査要領 抜粋】

4 前項に規定する資料等の提出を拒むなど低入札価格調査に非協力的であると認められる場合は、芽室町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく必要な措置等を講ずるものとする。

Q3 単費工事の場合、一般管理費が芽室町独自の経費率に設定されています。そこから更に最低制限落札価格では68%を設定するのでしょうか。

もし設定するなら導入目的の①ダンピング防止②品質確保③事業者保護の3項目全てが意向に反しませんか？

A3 今回の「最低制限落札価格制度」の導入は、極端な話「1円」でも落札となってしまいう状況を改善しようとするものでありますので、導入目的に反しているという認識はございません。

Q4 工事費内訳書には値引き欄を設けますか？

また、値引き欄がないのであれば土木工事の場合は直接工事費90%共通仮設費80%現場管理費80%一般管理費30%を1項目でも下回った場合に仮に全体金額が最低制限落札価格より上でも失格となりますか？

A4 「値引き率」の欄を設ける予定はありません。

また、現時点では、価格全体の最低制限落札価格のみを確認しようとするものです。